



2025 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア
(コード1429：東証プライム市場)
住 所 東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 6 - 2
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 村 文 隆
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 小 室 昌 彦
(TEL 03 - 5463 - 1117)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 350,000株
(3) 処分価額	1株につき 857 円
(4) 処分価額の総額	299,950,000円
(5) 割当予定先	当社の従業員 200名 350,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の従業員に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員 200 名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権を付与し、当該金銭債権の合計 299,950,000 円を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 857 円）、本自己株式処分として当社の普通株式 350,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限期間を 5 年間とする譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<本契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2025 年 12 月 25 日（払込期日）からの 2030 年 12 月 24 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の従業員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了のことをいう。）、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由により当社又は当社子会社の従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の日を経過した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、2025 年 12 月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を 60 で除した数（ただし、1 を超える場合は 1 とみなす。）に、本割当株式の数乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025 年 11 月 14 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 857 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上